

平成23年度 下諏訪力創造 チャレンジ事業支援金

～ひとり一人のアイデアで～

しもすわ独自の
ブランドづくり！

募集のお知らせ

町では、個性とアイデアに満ちた「しもすわのまちづくり」に、町民の皆さんが自主的かつ主体的に取り組む事業を支援しています。23年度のチャレンジ事業を募集します。一歩踏み出しあなたのアイデアで斬新なまちづくりに挑戦してみませんか！



～申請できる方は、次の条件を満たしていること～

- 下諏訪町が好きな人たち
- 下諏訪町を元気にしようと考えている皆さん
～お年寄りから子どもまで、どなたでもOK!～
(ただし、主な構成員が未成年の場合は、責任を負える成人者のメンバーが必要です)

※政治活動、宗教活動又は営利を目的とする団体及びそれらの活動に係わる事業は、支援の対象となりません。また、下諏訪町の交付する補助金等の対象となる事業は除きます。



〈チャレンジ事業のあらまし〉

- ◇支援金の名称 下諏訪力創造チャレンジ事業
- ◇対象事業・地域コミュニティを活かした事業・社会性の高い公益事業や初めて行う公益事業
- ◇支援金の額 町の予算の範囲内で支援します。
- ◇支援の制限 事業完了期間は年度内とします。原則として1事業100万円を上限とします。

- ※以下の経費は対象となりません。
- 1 団体及び事務所の経費及び人件費
 - 2 団体の構成員による飲食費
 - 3 直接事業に係わらない視察等の経費
 - 4 その他町長が不適当と認める経費

〈23年度の申請受付について〉

- ★支援金の申請は、3月1日(火)～3月31日(木)までに、総務課企画係へ必要書類を提出してください。
- ★必要書類は総務課企画係に用意してありますが、町ホームページ『電子申請サービス』のページからダウンロードできます。
- ★申請事業ごとに審査いたします。公開審査会(プレゼンテーション)は、4月中旬を予定しています。

【問い合わせ先】
詳細についてのお尋ねは、町役場総務課企画係までお気軽にお願いします。随時相談を承ります。
〒393-8503 下諏訪町4613番地8
電話 27-1111 (内線257)
FAX 28-1070

【チャレンジ事業から】



城山公園美化事業(花壇づくり)



下諏訪こどもEXPO



湯田町屋号灯設置事業

運転免許

特定任意講習会 開催のお知らせ

下諏訪町では、特定任意講習会を次のとおり開催します。

●対象 下諏訪町に住所をもち、この日から免許更新をむかえる該当者の皆さんの受講をおすすめします。

●日程 二十三年三月九日(水)
午後六時〇〇分受付
午後六時三十分から
午後八時三十分まで

●会場 下諏訪総合文化センター(小ホール)

●内容 特定任意講習会とは、道路交通法により義務化された運転免許更新講習が免除される講習会です。この講習を受講された方は、警察署で更新手続きができます。

●対象 二十三年九月八日(木)までに更新手続きをする人で、通常更新講習等該当者、軽微な違反を含む過去五年以内に違反のある人が対象になります。ただし、七十歳以上の人は高齢者講習が義務付けられているため受講できません。

●受講料 一、七〇〇円(県の収入証紙購入代金)
※詳しいことは、諏訪交通安全協会(電話五二一三〇五〇)までお尋ねください。

地上デジタル放送視聴のための 低所得世帯支援の拡大について



アナログ放送終了まで五カ月！ 地デジの準備はお済みですか？

総務省では、経済的な理由で地上デジタル放送に移行することができない世帯に対して支援を行っています。今回その対象を「NHK放送受信料全額免除世帯」に加えて「市町村民税非課税世帯」に拡大しました。

●新たな支援の対象は？

◇まだ地上デジタル放送に対応できていない世帯で、「世帯全員が市町村民税非課税の措置を受けている世帯」が対象です。

◇なお、支援を受けるにはNHKとの放送受信契約が必要ですが、まだ契約がお済みでない場合は、支援申込み以降速やかに契約してください。

●受けられる支援の内容は？

◇簡易なチューナー(一台)を無償で給付(配送)します。また、チューナーの設置方法や操作方法を電話でサポートします。ただし、チューナーの訪問設置、アンテナ改修等は行いません。

●申込方法は？

◇申込書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、総務省「地デジチューナー支援実施センター」へお送りください。
なお、申込書はインターネット・

●申込受付期間は？

◇平成二十三年一月二十四日
～平成二十三年七月二十四日
(消印有効)

申込みにあたっては、「世帯全員が記載された住民票の写し」と「世帯が必要書類」

電話等で、総務省「地デジチューナー支援実施センター」からお取り寄せください。身近な公共機関やNHK放送局に置いてある場合もあります。

※お問い合わせ先

「支援制度について」
総務省「地デジチューナー支援実施センター」〇五七〇〇三三二四
[NHKの放送受信契約について]
・NHK「ふれあいセンター」
〇五七〇〇七〇七七
(※NHK放送受信料全額免除世帯には専用の支援があります。詳しくは、総務省「地デジチューナー支援実施センター」〇五七〇〇三三二四までお問い合わせください。)

小規模工事等受注希望者の登録申請について

町が発注する小規模な工事や修繕等の受注を希望する方を登録し、見積先の選定資料とすることにより、町内小規模事業者の受注機会の拡大を図ることを目的とした「小規模工事等受注希望者登録制度」の登録申請を受け付けます。登録を希望される方は、次の事項に留意のうえ申請してください。

なお、現在登録されている方の登録有効期間は平成23年3月末までです。現在登録されている方も、4月以降の登録を希望する場合は改めて申請してください。

- 対象となる工事等 1件30万円未満の軽易な工事や修繕等
- 登録できる方 次の要件を満たせば、建設業の許可の有無、経営組織、従業員数は問いません。
 - 下諏訪町内に主たる事業所又は住所を有する方
 - 入札参加資格者名簿に登録されていない方
 - 町税を滞納していない方
 - 希望業種を履行するために必要な資格、免許を有する方
- 登録に必要なもの

- 小規模工事等受注希望者登録申請書
(町ホームページからダウンロード可、総務課 財政係の窓口でも配布)
- 法人にあっては登記事項証明書
- 資格、免許等が必要な業種を希望する方にあっては、その資格者証や免許証等の写し
- 町税の納税証明書(全税目完納したものに限り、税務課で交付)
- 受付開始日 平成23年3月1日(火)から随時
- 登録の有効期間 平成23年4月1日から平成25年3月31日まで(2年間)
ただし、平成23年4月1日以降に申請(登録)された方は、名簿搭載日から平成25年3月31日まで
- 注意事項 本制度の登録をもって指名や契約を約束するものではありません。
- 受付・問い合わせ先 総務課 財政係 内線266

